

平成25年第2回臨時会
斑鳩町議会会議録

平成25年5月9日
午前9時30分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	5番	伴吉晴
6番	紀良治	7番	嶋田善行
8番	小野隆雄	9番	中西和夫
10番	坂口徹	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

1, 欠席議員(1名)

4番 吉野俊明

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面巻昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	植村俊彦
福祉課長	本庄徳光	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	西川肇
教委総務課長	山崎善之	生涯学習課長	佃田眞規
上下水道部長	谷口裕司	下水道課長	上田俊雄

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名について
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 議案第 2 2 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例について
- 日 程 4. 議案第 2 3 号 平成 2 5 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）につ
いて
- 日 程 5. 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平
成 2 4 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 7 号）につ
いて）
- 日 程 6. 承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑
鳩町町税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 7. 承認第 3 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑
鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例につい
て）
- 日 程 8. 承認第 4 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑
鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ
いて）
- 日 程 9. 常任委員会委員の選任について
- 日 程 1 0. 議会運営委員会委員の選任について
- 日 程 1 1. 議長報告について
- (1) 常任委員会正副委員長互選結果について
- (2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について
- 追加日程 1. 議長辞職許可について
- 追加日程 2. 議長選挙について
- 追加日程 3. 副議長辞職許可について
- 追加日程 4. 副議長選挙について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

なお、吉野議員から、欠席の通告を受けております。

これより、平成25年第2回斑鳩町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さんおはようございます。

開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

本日、平成25年第2回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には、お練り合わせのうえご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

平素から町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

平成25年度も既に1か月あまりが経過いたしました。4月1日付けで職員の人事異動を行い、新たな体制の中で、職員ともども一丸となって、創意工夫を凝らしながら諸事業の早期実施に積極的に取り組んでいるところであります。

さて、本臨時会には、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてなど、6議案を付議させていただいております。何とぞ温かいご審議を賜りまして、全て原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は、後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） ただいまから、議事に入ります。

本臨時会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。

本臨時会の会議録署名議員には、15番、木田議員、1番、宮崎議員を指名いたします。

両議員には会期中よろしく願いいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

続きまして、日程3、議案第22号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程4、議案第23号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について、日程5、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について)、日程6、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)、日程7、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)、日程8、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)、以上、6議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました6議案について総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長(小城利重君) 本臨時会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、議案第22号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正されたことから、同法を引用する条項について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についてであります。

歳入歳出予算の総額を補正することなく歳出予算の款項の区分の金額のみを補正するものであります。

補正の内容といたしましては、第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費で、五丁町連合自治会において新たに自衛消防団を設立されたことから、自衛消防団補助金5万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3目消防施設費では、先ほど申し上げました自衛消防団設立に伴い、可搬式消防ポンプ及びその付属品一式を早期に購入されるご要望があることから、消防施設整備事

業等補助金 7 万 3 千円の増額補正をお願いするものであります。

また、第 1 2 款予備費では、今回の予算補正に要する財源として、7 万 3 千円の充当をお願いするものであります。

次に、承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 2 4 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 7 号）について）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 万 3 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 9 億 1 万 7, 5 6 2 万 6 千円とする補正予算について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年 3 月 2 9 日付けで専決処分させていただいたものであり、同法同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、初めに、歳入予算の補正では、第 1 7 款寄附金で、ふるさと納税の受入れとして、教育費寄附金で 8 万 3 千円の増額補正を行ったものであります。

次に、歳出予算の補正では、第 9 款教育費で、寄附者のご意向により、7 万 7 千円を「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」に積み立てるとともに、「埋蔵文化財の発掘調査」及び「調査研究成果の公表・発表」に 6 千円を充当したものであります。

また、第 1 2 款予備費では、本予算補正から生じた財源 6 千円を留保させていただいております。

次に、承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）であります。

平成 2 5 年度の地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が、平成 2 5 年 3 月 3 0 日に公布、同年 4 月 1 日から施行され、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年 3 月 3 1 日付けで専決処分させていただいたものであり、同法同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その改正の内容は、地方税法の一部改正に伴い、同法を引用する条項について、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第 3 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。

先の承認第 2 号と同様に、地方税法の一部改正により、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年 3 月 3 1 日付けで専決処分させていただいたものであり、同法同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その改正の内容は、地方税法の一部改正に伴い、同法を引用する条項について、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）であります。

先の承認第2号及び第3号と同様に、地方税法の一部改正により、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月31日付けで専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その改正の内容は、国民健康保険の被保険者である者が後期高齢者医療制度に移行する場合、国民健康保険税の軽減判定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額について、最初の5年間は2分の1を軽減する現行措置に加え、その後3年間については4分の1を軽減する措置を講ずることとしたものであります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程3、議案第22号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） おはようございます。

それでは、議案第22号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第22号

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成25年5月9日提出

斑鳩町長 小城利重

この条例の一部改正の内容につきましては、議案書の最後のページの要旨でご説明をさせていただきます。

要旨をごらんいただきたいと思います。

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（要旨）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部が改正されたことから、本条例において同法を引用する条項について、所要の改正を行うものであります。

その改正の内容でございますが、この条例の第9条の2第1項第2号中の第5条第12項を第15条第11項に改める改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成26年4月1日から施行をいたします。

なお、条例改正文、新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上で、議案第22号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

何とぞ、温かいご審議のうえ、原案どおりご可決いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第22号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第22号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、日程4、議案第23号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長(乾善亮君) それでは、議案第23号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第23号

平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について

標記について、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成25年5月9日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりましてご説明を申し上げます。

今回のこの補正予算は、歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正するものでございます。

補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第8款消防費、第1項消防費では、第2目非常備消防費で五丁町連合自治会において、5月1日付けで新たに自衛消防団を設立されたことから、第19節負担金補助及び交付金で、自衛消防団補助金5万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第3目消防施設費では、先ほど申し上げました自衛消防団設立に伴いまして、可搬式消防ポンプ及びその附属品一式を早期に購入されたいご要望がありますことから、第19節負担金補助及び交付金で消防施設整備事業等補助金73万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、第12款予備費、第1項予備費では、第1目予備費で、今回の補正に要する財源として78万3千円を充当させていただく補正をお願いするものでございます。

それでは1ページにお戻りをいただきたいと思います。

予算総則を朗読をさせていただきます。

平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）

平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正する。

第2項 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年5月9日提出

斑鳩町長 小城利重

以上で、議案第23号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）につきましての説明とさせていただきます。

何とぞ、温かいご審議のうえ、原案どおり可決いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） ただいまの部長の説明で、予算案ということについては、私は理解をしております。まず、前もってそのことを言っておきます。予備費からここへ充当していくということ、支出する分を、これは予算のやり方としては正しいし、何ら異議はありません。

ただ、新年度が始まって最初の議会、しかも会期1日の臨時会です。このときになぜ提案して審議を受けなければいけないのかと、議会運営をやっている中での素朴な疑問として質問を繰り返していきませんが、明確で的確な説明をお願いします。

それでは、まず第1点目に、この五丁町連合自治会が可搬式ポンプとその一式というんですか、それらを購入するというのが、消防施設整備事業等補助金交付要綱の受けられる条件、要綱ですね、事業、それが第2条に明記されておりますが、その2条の中のどこに当たるんですか。

○議長（嶋田善行君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 今回の可搬式消防ポンプの補助ということでございますが、今、質問者がおっしゃいましたように、斑鳩町の消防施設整備事業等補助金要綱でございます。これの第2条の第6項に規定しております、その他町長が定める事業ということで、この第6項を適用させていただいて、今回の補助金を交付していこうということでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○ 8 番（小野隆雄君） 第 6 項じゃないでしょう。6 号でしょう。条文の中ですよとね。それはまあいいとして。

第 6 号に、その他町長が特に必要と認める事業ということで、その中で、そしたら第 3 条では交付基準というのがありますが、第 5 号及び第 6 号に定めるもの、その第 3 条の第 4 号に、第 5 号、前条の、同条いうのが前条やね、その都度、その額は町長が定めとなっておりますが、これは今回の場合、何分の 1 の金額として定めておられるんですか。

○ 議長（嶋田善行君） 乾総務部長。

○ 総務部長（乾善亮君） これにつきましては、3 分の 2 という補助率を定めております。

これは従前から、この可搬式消防ポンプを購入される際には、すべての自衛消防団に対しまして 3 分の 2 という形で補助させていただいておりますので、今回につきましても 3 分の 2 というものを適用させていただくということでございます。

○ 議長（嶋田善行君） 8 番、小野議員。

○ 8 番（小野隆雄君） そしたら、ちょっと視点を変えて、自衛消防団という定義、それはどこかにうたってあるんですかね。今度の自主防災組織のしおりという、こういう自治会にみんな配っておられますけど、自衛消防団を設立するときどういうしおり、マニュアルというのがあって、町内でいくらぐらいの、自衛消防団という言葉があれなのか、自警団、自警団と言っているその組織があるのか。それで、その今までの自衛消防団には、確かに可搬式消防ポンプというのがありますが、そのいろいろな自衛消防団には、言葉が適当やないかわかりませんが、中古の物を入れておられるとこ、どこからか寄附をされているものが多いと、そのように伺っておりますが、それらについては調査はどのようになっておるのですか。

○ 議長（嶋田善行君） 乾総務部長。

○ 総務部長（乾善亮君） 自衛消防団のきちんと定義というものを規定したものはございませんけれども、自治会の中での消火活動を中心とした防災活動を行う自主的な組織ということで町は理解をしております。

町が認めております自衛消防団といいますのは、可搬式消防ポンプを持った、消火活動を中心とした防災活動を行う組織ということで、町のほうは認識をしております。

今現在は、21 団体の自衛消防団を設立をさせていただいておりますが、その可搬式ポンプのその状況については、ちょっとすみませんが把握しておらないということでございます。

○ 議長（嶋田善行君） 8 番、小野議員。

○ 8 番（小野隆雄君） 部長、その可搬式ポンプのその 2 1 団体ですか、それを持っておられるということだけをつかまえて、それをどういう状況というんですか、その取得された経緯と言うんですか、それらもわからずに以前から 3 分の 2 にしてますと、どこから出てきたんですか、その 3 分の 2 というのは。先ほど答弁したでしょう、それはどこから出たんですか。どこの団体が新品を買ったときに 3 分の 2 を補助したからということになるんですか。

○ 議長（嶋田善行君） 乾総務部長。

○ 総務部長（乾善亮君） すみません、今、ちょっと詳しい資料を持ち合わせておりませんので申しわけございませんが。

○ 議長（嶋田善行君） 8 番、小野議員。

○ 8 番（小野隆雄君） しっかりした、私は前もって部長にも話してたでしょう。本会議で質問するということ言うてるんですから、そういうことはちゃんと調べておいてもらわな困りますね。審議できないですよ。3 分の 2 をどうしてやったのか、特別な理由で町長が決めたんだと、先ほどおっしゃったでしょう、前例に従ってと。

私は今、ここで盛んに物を言おうとしてるのは、こういう前例で出してもらったら困るからいつも質問してるんですよ、今も。それはそしたらわからないということ、そのとき、そのときの絵を描いていると理解しますので。

それじゃあ、先ほどの部長の提案説明で、5 月 1 日に自衛消防団を設立されたという、届けが出たということ。先ほどから補助金交付要綱というのが、これはどこが書類を出しているいろいろ協議してくるんですか。その自衛消防団じゃないですよ。だから、自衛消防団を設立されたか、されないかはこの際、関係ないんです。といいますのは、この要綱の中で、これらの事業、4 条ですね、当然ご存じだと思います。第 2 条に掲げる事業を行おうとする自治会、今は連合会、自治会が申請、事業予定の前年の 10 月末日までに、消防施設整備計画書を町長に提出し、事前に承認を得るものとする。ただし、まあこれただし書きがあるんです、特別な事情がある場合、これは後で議論します。

ということは、これは前年度の 10 月末日までに、五丁町連合が自衛消防団を設立しますということで計画書を提出されてたんですか。

○ 議長（嶋田善行君） 乾総務部長。

○ 総務部長（乾善亮君） この五丁町連合の自治会のほうからは、地元では昨年 12 月ごろから設立に向けて検討をされておられまして、本年の 1 月ごろにこの連合自治会のほうから総務課にいろいろご相談もございました。

実際には、2月の中旬ごろに本格的に設立に向けて協議をされておられたということで、そのときに可搬式ポンプを購入して有事に備えたいということでご希望がございましたので、そのときに町としては、もうその時点では平成24年度の3月の補正予算、あるいはもう平成25年度の当初予算につきましても、時期的にもう難しいと、間に合わないという時期でございましたので、予算の対応を待っていただいたということがございます。

この3月に、この五丁町連合の自治会から消防施設の整備計画書、これをいただいておりますので、事前に届けをいただいているということでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） そのときに、この10月末までになかったら補正予算は組まれないということ、いや、補正予算じゃない、当初予算は組まれないということ、それは、時期的に無理やからね。そしたら、3月にその計画書が出てきたと。ここに確かに書いてますよね。8条に、事業の実施は、補助金の交付内示後に行うものとする、こうなってますよね。この内示はいつにされたんですか。

○議長（嶋田善行君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） まだ3月にその計画書をお出しいただいておりますので、当然、予算の裏づけがなければ当然、申請書も、交付の申請書もまだ出していただいておりますし、当然、内示もまだ行っておらないという状況でございますので、今回、この臨時会に上程をさせていただいておりますが、これがご可決いただきましたら、交付申請書をお出しいただいて、そして内示をしていくという形の流れになるということでございます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 部長、それは逆やろ。何もの事を考えてるんや。ここに書いてあるの、事業の実施は、いうのは内示後に行うものとする。事業の実施誰がするの、自治会でしよう。自治会、内示がなかって自治会が実施してきて、5月に設立したからといって、補正予算がつくかつかないかで、そしたら実施しないんですか。そんな考え方を地元の人に説明しているんですか。これ、どうなんですか。みんな正直にやはり、前年度の10月末までに出してこないとできないんだということでみんなしてるんですよ。なぜ、五丁町だけそうして特別に、そして臨時会にしかも出してくるんですか。その理由がわかりません。

それで、これ、緊急を要すると認めた場合、その承認を得て実施することができる。補助金、議会がそのあれを認めなかったら、そしたらできないんですか。内示が出せないんですか。自主的にそうしてやってもらえることに対して、町は内示を出すんですよ。それ

から実施するんでしょう。

それと、5月1日という日付ですね。私は議運のメンバーですよ。部長、議運での一応前もっての説明でどない言うたんですか。そんな、作られたばかりで出してくるということはね、私は困ると思うんです。

だからまず、この要綱に基づいて、事業の実施は補助金の交付内示後に行うものとする。5月1日に内示もなしで実施してはりますのか、設立してはりますのか。

○議長（嶋田善行君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 事業の実施、可搬式ポンプの購入事業の実施につきましては、当然、内示をしておりませんので、まだ事業としては実施はされておられません。

設立については5月1日という設立をされたということでございますので、今回、この臨時議会で上程をさせていただいておりますので、それをご可決いただいたら、今、計画書が出ておりますので、交付の申請書をいただいて、そして内示をさせていただいて、それから事業を実施していただくという流れになると思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） そしたら、先ほど、自衛消防団の定義というものはないと、そういうことですね。マニュアル的なものはない。可搬式ポンプを必ず設置しなければいけないとか、今までの21団体ですか、そこは皆可搬式ポンプを持っている。その所有した経緯については未確認。その未確認の可搬式ポンプを持っている団体を自衛消防団と位置付けしている、そういう形でしょう。だから、こういうそれを買うことに対して、ほとんどが今までの自警団は寄附とかそんなんですよ。新たに買って、そして自衛消防団を設立するという、私はそのことに対しては何ら異議は申し出てないんですよ。ただ、少し、今の時期にですよ、自主防災組織という、こういうしっかりしたものを町は各自治会に指導してるんですよ。この自主防災組織を作るときに、言葉はおかしいかもわからへんけど、自警団があったときに、同じ自治会に2つの補助金が行くような形になってくるんですよ。そのことについて、やはり自主防災組織を作るのに、いろいろ検討しておられる自治会もあるんですよ。その時期に、自主防災組織を五丁町に勧めるのが当たり前と違いますか。そういう組織してくださいと、ちょうどよろしいですよと。今、なかなか自主防災組織というのはまだ組織されてません。目安ですかね、目安はできてあるということで。ほかにもいろんな自治会が検討してはおられますけど、なかなか難しいところもありますし、なかなかできてきてないと思います。五丁町が自主防災組織を組織しましたからそのことでと

ということだったらいいですけど。言ってみたら自衛消防団というのはその定義も何もないんですよ。

それと、もっと言いましょうか。5万円のその運営資金というんですか、それは10条でこれ足してますねん、これ。町長が認めた自衛消防団に対して、町長が認めた自衛消防。機械器具の整備として毎年予算の範囲内で、これ、5万円ですね、補助金を出す。今回は補正予算出てますね、町長が認めてるあれです。その機械器具、可搬式ポンプがなかったら機械というものはないから、それで、しかも今までの自警団、自衛消防団は、いろんなところからの寄附を受けたり、まあ中古が多いんですよ。購入されてるところは、ほとんど少ないと思います。だから、やはりそれがいざというときには動かなかつたらいかんということで、それに対する機械器具の整備として自治会へ、その自衛消防団に対しての機械整備についてということです。そういう組み立てですね、これは。そやから、しっかりと見てもらわなあかんしね。どこをとっても、今、これを出してくるのはおかしいということがあります。

ただ、五丁町連合さんがそうして自主的に自衛消防団をこしらえて、やはり地域のためにもそういう団体を作っていこうとされたということに対しては、私は敬意を表してますし、それに対する補助金を出すことに対しては何ら異議ありません。今までいろんなことを言うてますが、それに対しては、やはり手続きをきちっとしておいてほしいと、そのことの要望だけなんですけどね。

だから、その手続きをきちっとしておかなければ、ほかの地域に対して申しわけないと思います。ほかの地域に対して、なぜ手続きもきちっとおうてないようなところにそうして出したんだと。それは部長も、五丁町連合がそうして2月ですか、2月にそういう相談があったと、そのときに一応言うてる、当初予算には間に合わない、もちろん。だけど、来年にしかそういう機械購入はできませんよと、来年度しかできませんよ。10月末というのがあるんだから、自治会はあるねんから。なぜそういう指導をしないんです。そしたら、それらのことでほかの地域の住民に対しての、これは謀反ですよ、だから、執行していく中で。それで、それを裏付けするために議会へ提出してるんですよ。議会の承認は得なければいけないと。どういう了見なんや、それは。

それで、100歩譲りましょうよ、その地域の住民のために。

聞きたいのは、ご存じのとおり、これ、委員会付託ができないんですよ、1日やから、会期やから。委員会付託をどこへするのもこれわからないですから。それらの書類とかも全部見せてもらうためには、委員会で質疑してないかん。

ほんなら、この5月に上程せずに、6月に上程して、6月はもう決まっていますわね、だいたいね。20日が最終日です。内容的には、私は何ら文句ない。そしたら、6月に上程されて、6月に可決いただいて、6月から実施されて、それだけなぜ待てないんですか。なぜ5月のこういう臨時会、臨時会なんですよ、これは。こういう重要なことで審査を深めていかなければいけないような、内容的にですよ。先ほどの、この予算の受け渡しというんですか、やりくりについては、私は全然問題ない。その予算を出す理由というのがきちっと整ってない。だから、なぜ6月に出すということが無理なんですかね。なにか早期に、これらの可搬式消防ポンプ及びその附属品一式を早期に購入されるご要望があることから、要望があったらこのあれを無視してよろしいんですか。そこら的確に教えてください。

副町長、どうですか。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀） 今、いろいろお尋ねでございます。ご承知だと思いますけども、これにつきまして、やはり東日本大震災以降、いろいろこの消火栓関係についての補助金について、今までどおりでしたら、例えば10月の末までに提出してくださいと。それでなかったら次の新年度に、例えばもう、ちょっと壊れてんとか、盗難に遭ったというときもやはり、以前でしたらこの要綱を盾にとって自治会の皆さんに、こうして待ってくださいよというお願いもしておりました。

しかし、そういう災害以後、やはり議会のほうの委員会からも、そんなことやないやろ、やはり安全・安心と言うてるねんから、やはりそれらについては予算、いろいろ要綱で予算の範囲としてしばっておるけども、やはり住民の方の立場にたったら、やはり早期にそれらについては対応するべきではないかということで、今日も、もう主に23年度以降ですけども流用して対応させていただいた経緯がございます。それについて、流用させていただいております。

ただ、今回、ポンプにつきまして、新規に買われるということでもありますし、流用してするよりも、やはり臨時議会がございますので、臨時議会に提出させていただいたということもあるわけがございます。

それともう一点、お尋ねではないんですけども、今、この消防施設の整備事業等補助金交付要綱、昭和43年にできております。昭和43年にできた交付金ですので、やはりどうしてもこの当時の災害に対する町の補助金、この当時でしたら、どうしても町のほうから住民の方へあげるよという、ちょっと言葉は語弊ですけども、予算の範囲内で、ただ1

0月までに出して、そしてあげますよという、ちょっと上から目線の補助金になっておりますけども、今はこういう災害に対する補助金というのはそうではなくて、やはり住民のための補助要綱であるということがありますので、それらもやはり整備、ちょっと一部改正、整備するもう時期、このまま行くよりも、やはり今は実態に合わないということで、これの改正などの考えをさせていただいております。

ただ、今お尋ねの、先ほどの同じ繰り返しの答弁になりますけども、今、5月の臨時議会に出させていただいたのは、やはり地元からそういう早く買いたいというご要望がありますので、町としても予算をつけて内示を出したいということで、5月の臨時議会にお願いをしたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） やっぱりおかしいな。その予算をつけてから内示を出すというのは。今まではそういうことじゃないでしょう。だから、予算が確保できたから内示を出すっていうのが、おかしい考え方やと思う。

ほんで、なんぼ、副町長、これは古い要綱やというても、今まで生きてるんですよ、ずっと生きてるんですよ。そしたらもっと早くから直さないかんですよ。

それと、確かに、各自治会で持ってるホースが破裂したとか、盗難に遭ったとか、そういうときは緊急性があるんですよ。今、そしたら緊急性が、どういうことで緊急性があるんですか。早くそれを持たなければいけないとか、設立が5月1日ですと、早く出発しないと。せめて、その臨時会ですやん、議会定例会と違うんですよ。それになぜこういう時期に出してくるんやということで、私は疑問を持ってるんです。

だから、何でそういう、5月1日に、それから2月とそれから3月に計画書が提出された。それで、そしたらその計画に対してオーケーも内示も出してない。5月1日に設立の届けが出てきてるから予算をつけたあかんと、その意味で議会へ提出してると。議会、定例会がある、定例会があるからそこへ出すと。定例会に、直近の定例会でやるのは専決処分なんですよ。専決処分を提出するということなんですよ。

これが、新たなことは、やっぱり提出するには定例会に提出してもらわな困ると思うんですよ、議会運営をやっていく中で。それらのことを、全然、議会を無視してるのと違いますか。議会の仕組みとか、みんなわかってるんですか。議会軽視も甚だしいと思う。そういうのを提出するということは、ものすごい、議会に対して、もうほんま舐めてかかっているんですよ。議会というものは、どういうことなんです、執行機関からの議会というのはどういうものなんです。住民の要望があったら何でもかんでも要綱とか、それらを見

んな特別の理由があるからとか、町長が判断した場合はいいねんとか、ただし書きばかり運用してやっていくんやったら、これは行政何にもすることしてないんですよ。予算の範囲内、予算の範囲内で、みな動いてますねん。それで当初予算に出てきているんです。

以前のことを言うていったらいろいろあるけどね。やはり6月には補正予算を出してほしいという地元からの要望があったときにも、ものすごく難色を示されたことがあるんですよ。そんなことを、今、逆手に取って、やはり住民のためやと、緊急性、防災のことやからと、そういうことをこうして出してくる。それで、自衛消防団というものも定義すらあらへんのに、自衛消防団という言葉があって、そのこの要綱では機械器具の整備として毎年5万ずつ、これは予算は認めてますよ。そういうようなことを、これ、今出してるんですよ。非常に間が悪いんですよ。これ、6月議会やったらそんなこと、私は追及しませんよ。5月の臨時会やから、私はこれを引っ張り出してきてるんですよ。何を考えてくれてるんやと。どうなんですかね、そこらについては。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀） まず、第1点目、内示ですけども、内示につきましては、先ほど総務部長がお答えしましたように、予算の裏付けがないと内示は出せないです。ですから、国の補助金でも、国の予算が通ってから、25年度予算が通ってから内示が出てまいります。今現在、新年度予算の25年度、国会をとおらないから内示は出てこないです。内示というのは必ず予算と連動しておりますので、それはご理解をいただきたいと思えます。

それと、議会軽視と言われて、ご指摘がございます。例えば、ほんとに議会軽視でしたら、これはもう、新年度予算で流用してそのままいくことも議会軽視になります。また、専決処分、予備費で流用して専決処分をやって6月議会、これはもう議会軽視です。

ところが、町としてはやはり議会にご議論、正式に上程させて議論をいただくということで、これ臨時、なおかつ地元もなるべく早くしてほしいと、それを合体をさせたがために、この臨時議会で提出させていただいておりますので、そこらをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） わかった。内示というものに対してはわかりました。

副町長が言わんとすることは、10月までにあって、それで内示を出すのは予算に、当初予算に組んだ後、それを出してくると。だから予算が先だということで、内示が後になるということはわかりました。理解しました。

そうしたところで、そしたらこの要綱、先ほど副町長は、これも検討していかなければいけないと。いけないねやったら、これは生きてるんですね、今。そしたら、これにのっとったことをやってください。特別の理由というのが私には見えてきません。その自衛消防団を2月ですか、その前からもいろいろ総務課に1月ごろ相談があったと。それから2月中旬にもいろいろ話があったと。このときに、この要綱があるから、25年度には予算を獲得するための計画書を検討させていただきます。26年度から実施してもらいますと。それはそうですね。事業予定の前年の10月末までに計画書を町長に提出し、事前に承認を受けるものとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

この中で、町長がこれを必要と認める、その他のことばかりですねん、今のこの案件はね。例えば、ホースとか、それらの器具については、やはり盗難とかホースの破裂とかという事故があった場合、これはこの限りではないです、これが特別の事情がある場合なんですよ。自衛消防団の運営について、そういう具合に指導をしていくのが、行政としては、これ、指導していくのは何も五丁町連合のことをいじめてるみたいに、そういう意図を摘もうとしてるんじゃないですよ。全体の、斑鳩町全体に対してこの要綱があるんですよ。なぜ五丁町だけにそういうことをするんだということに、言われかねない。だから、私はあえて声を大にして言うてるんですよ。それでなくても、地域交流館のことで、昨年ですよ、今年度かな、3月に斑鳩町の自治連合会の役員さんらとの懇談会で、何か雰囲気的に、なぜ五丁町だけやというような、そういう雰囲気です。いろいろな話も聞いてます。だから、そこへ続けてまた五丁町のこれということになったら、なぜそこだけこういう要綱に基づかなくても特別に町長が認めてるんやと、そんなふうに言われかねない、そのように思うんですがね、どうなんですかね。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀） 五丁町連合の方がやっぱり地域の火災、防火活動を少しでも向上させようということで、地域交流館ができてそこへ防災倉庫ができた。それで可搬式も買って、火災についてもやはりすぐに消火に備えて、万が一のときに少しでも災害を軽減させようという意識を強められたということでもありますので、当然、それに対しては町も応えていかなければならないと思いますし、今後、やはりほかの自治会のほうでもそういうことが出てきましたら、当然、同じような取り扱いをしていかないと、やはり安全・安心、また、防災という観点からは非常に後退した見方をされますので、やはりそこらについては積極的に行為を行っていきたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○ 8 番（小野隆雄君） 安全・安心のために、そういうことが申し出があればすぐにやっ
ていくと。それはそういうことで、私は予算の範囲内でやっていただいたらそれで結構です
よ。

　　だけど、この要綱があるために、そういうのを設立を見送っておられる方とか、そうい
う自治会もたくさんあると思うんですよ。だから、そこらはやっぱり一つの線、引っ張っ
てるのはこれ要綱なんです。だから、そういう具合に指導をしていくのが行政の立場やと
思います。

　　それともう一点。臨時会に出さなければいけない、2 か月余りですね。6 月 2 0 日やっ
たら 2 か月もないですね、可決なる。なぜ臨時会に、この 2 か月の間に緊急性があるとい
うことで、今、可搬式ポンプ、これの補正予算を出しておられるのかね。なぜ 6 月までに
待てないんですかね。地元へ 6 月の定例会で議会に諮ってもらおうと。そういう話をしても、
議会というところはそういう慎重なところだということですね。委員会付託というのは、こ
の前の議会の改革シンポジウム、県議会が主催のところでも言うてます。委員会付託はし
なければいけないということを言うてるんです。何のためなんですか。住民のために委員
会付託して、それで審議を深めて、いいものか、悪いものか判断する。こんなもの、議長
が質問をとめてもしようがないんですよ、本会議で。こういうことを本会議でしなければ
いけないんですよ。だから、6 月議会に出してもらいたい。私は、今も思ってます。もう
出てますけどね。

　　そら、何で 6 月議会まで待てないのか、その理由、明確にしてください。一日でも、防
災のことだから一日でも早く入れなければいけないと。そしたら、可搬式ポンプが 3 分の
2 で 7 0 何万円ですかね、しておられるけど、その可搬式ポンプの性能とかそういうカタ
ログとか、購入先の相手の見積りとか、それらはきちっとチェックしておられるんですね。

○ 議長（嶋田善行君） 乾総務部長。

○ 総務部長（乾善亮君） 計画書をお出しいただいたときに、その業者に見積書と型番とか
そういうのをいただいておりますので、その中身につきましては専門ではございませんの
で、詳細まではちょっとわかりかねる部分もございますけれども、正当な見積りというこ
とで町としては判断させていただいて、予算を計上させていただいたということでござい
ます。

○ 議長（嶋田善行君） 8 番、小野議員。

○ 8 番（小野隆雄君） そしたら、もし補助金がおりがなかったら購入されないんですか。

　　そのまま、補助金を交付するその事業について、きちっと実際問題、可搬式ポンプが据

え付けられて、それから領収書とかチェックしてから、それから執行するものです、予算はね。予算はそれで執行できる。もし、そこらで、今、予算は認めたと、そうした場合にはなぜそのときにこそ、なぜ早く予算を認めなければいけないのか、そこに戻ってくるんですよ。

この要綱は、やはり町の予算を組み立てるためにこれ10月末までにやって、全体のものをつかんで、当初予算として上程してるんですよ。それで、議会がそれを審議して、修正案までこの前出てるんですよ。そういうことを議論する場が議会であって、予算執行についてもそういうことがきちっと行われてるかということ審査してるんですよ。そんな補正予算で本来これを出すものと違うねん、この要綱がある限り。ないに等しいんですよ。今までがそしたらそういう具合にして設立されたということがあるんですかね。可搬式ポンプ。まず、第一に自衛消防団の定義も、自衛消防団が設立された経緯とか、いろんなところの経緯も何もわかってないんですよ。自然発生的にして、町長が認めてる。それが自衛消防団ということでないんですか。そんな、なあなあ仕事でやってもらったら、行政としては、私はだめやと思います。そこで追認していく議会も同じ同罪になるんですよ。だからこそ、私はこれ、時間が何分経ったか知らんけど、いろんなことで、思いで質疑を繰り返しているんですよ。

こういうものは要綱どおりやってなかったことが、どこからか、どこからかというか、わかったときに、これ、監査請求の対象になるんですよ。だから、あの岬瀬の集会所のときも高裁で敗訴しましたよ。あれは、いくら議会が認めてる、議会が可決してるということでこちらで反論しても、高裁の判決はそれならばだめだということで敗訴になったんですよ、こちら、被告側が。そやけど、最高裁は、議会がきちっと認めてるからこれはオーケーや、セーフやということで勝訴になってるんですよ。議会と執行部側とは、そういうお互いの理解のもとでやるんですよ。それで、私は議員として、議会の構成員の一人として、こういう要綱とかそれに基づいてやってきてるかどうかなんかということをチェックしてるんですよ。住民の要望があるから、当然、それは認めるのが当たり前やという話は、それはわかりますよ。だけど、何のためにその要綱があるねん。そしたら今、要綱の見直しをやりたい、今回、要綱の見直しやということで。それはそやけど納得いかんなあと思うけどね。まず、そっち先でしょう、そしたら。これを上程してくるまでに、要綱の見直しをしたらよろしいですよやんか。これ、変わってるんですか、要綱やから議会に相談せんでもいけるけど、ねえ、だけど担当の総務委員会には相談せなあかんわね。今から変えようとしてるんですか、副町長。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀） 先ほど申し上げましたように、これは昭和43年にできた要綱であって、どうしても今現状に、東日本大震災以降、合わない部分がございます。どうしても後、後の要綱に、後、後といたしますか、遅い、遅い、いわゆる災害に対しても公務員的な発想の要綱になっておりますので、迅速に対応できる要綱にしたいと考えております。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） もう、委員会か本会議か忘れてしまった。だから、委員長って、議長に対して申しわけない。

副町長、これ43年にこの要綱を作ったと、それからこれ、何回改正してるんですか。それで、大震災があった後、何年前ですか、それね。だから、そのときにやはりこの要綱はというような、気がついて、やはり担当の常任委員会に相談をかけていってあって、今、こういう議案が上がってくるんやったら、私はそうですねと言うて引き下がりますけど。私、質問してからそういう具合に言うてるということは、私はおかしいと思いますね。どうなんですか。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀） 要綱の改正は担当課内部でも話をいたしておりましたし、今回の予算上程につきましても、この要綱には決して違反はいたしておりません、ということはいえると思います。仮に、今の予算が監査請求されても、必ずこの要綱では対応できます。対応できるけども、やはりもっと住民の方に分かりやすい要綱にするために改正を行っていくと、こういうことで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 監査請求云々の話で、この要綱に合ってるかどうかという判断をしても、あの峨瀬の集会所のあれにはきちっと合ってるんですよ。だから、地裁では被告側の勝訴です。だけど、高裁にいったときに判断が、その時、地裁は当然議会も議決してますということやってきたんですよ。だけど、高裁ではそんなん議会が議決とっても意味ないということで、それで敗訴になったんです。要綱どおりやっても議会がどういう具合に言ったかということによって、それが正当なものになる、そういうことやと思うんです。

まあ、もうあんまり時間も大してない、ほかの人にもまだ質問があるかわからないので、一応、今のところ、私の質問としては終わっておきます。

○議長（嶋田善行君） ほかに質疑等ございませんか。

5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 私も、最初この議案書を見せていただきまして、定例会やったら付託があって、質疑ができるのになと思った一人です。

ただ、今までこのような、類似したかどうかはわかりませんが、同じような状況のときに、盗難とか、またはいろんなボックス関係で流用とかで対処、早急に対処、今後もしえれば、防災関係に関してはいつ災害が起こるかもわからないので早急に、確かに要綱からいきますと特別な緊急性がある場合というような部分に非常に重点を置いて、特に関東の、東日本の震災があったときから以降はそういうような姿勢でやってこられたと、私も認識しているので、その一環でこういう形出てきたのかなと思っております。

これは、決して特定の地区やとか、そういうような問題ではなく、今後もこういう形でやっていただけるか。

もう一つ、先ほど、同僚議員の質疑があったように、要綱ですね、特別な理由、緊急性、このあたりをやっぱり住民側としてわかりやすくやっぱりしていただくほうがやはりいいと思うんですが、そのあたり、ちょっと確認させてください。

○議長（嶋田善行君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀） まず第一点目、これは町民の方からあがってくれば同じように対応は当然させていただきます。先ほど答弁させていただいておりますように、安全・安心、災害についてはやはりその軽減に努めるのが町の一番の行政となっておりますので、それについてはそのようにやっていきたいと考えております。

それと、今お尋ねの緊急性と特別な事情等々がございます。それらについても、やはり文書としてやはり内部として整理していくほうが、より住民の方にわかりやすいと考えております。

それと、この要綱の中には、やはり可搬式ポンプが入っておりませんので、それらについても、この要綱の中にはやはり入れていくべきだと、このように考えております。

それらを含めて要綱を改正するというので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（嶋田善行君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） ほんとに、これに関してはやはりちょっと世の中の状況が、やっぱり考え方が変わってきていると思いますので、ほんとに早急にそのあたり着手して議会のほうに提案していただくことを要望します。以上です。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） ちょっと一服したから、いい質問も出たし、いい提案もありますの

で。ぜひ今の同僚議員の提案をきちっと守ってほしいと思います。

加えて、議会運営の立場から言います。こういう、先ほどの同僚議員も付託できないようなときに、環境のときにこういう重要なこと、要綱改正も問われるんです。だから、それらについてもこういうときには、臨時会には今後一切提出しないようお願いいたします。

それをもって私は理解したと、そのことを約束できますかね。

○議長（嶋田善行君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは議会、24年度の議会の中でも、自主防災、自警団が20から全然全くできてないやろうというご質問があったと思います。

やっぱり、もっとこれは地域の方にこういう努力をせないかんということで、私の答弁では、この24年度中に1つか2つのところは必ずしていくと、そういう職員に士気を鼓舞してやっていくという答弁をしたと思います。

私はやっぱり皆さん方がご心配なさるとおりに、何が起こるかわからないわけですから、やっぱりそういうことを考える中で、緊急性、そういった中でこれにこだわってばかりいるんじゃないしに、やっぱり臨時議会であろうが何であろうが、やっぱり皆さん方がその熱意に燃えている中でやっぱりやる努力をしていかなきゃいけない。だから、そういうことについて、我々としても、さっき副町長がおっしゃるように、そういう気持ちをやっぱり絶やしたら、やっぱり皆さん方に対する役割やないかということで、これだけのやっぱり臨時予算の関係等について、補助金の関係等について、やっぱり見積書もみんな上げてきてやっておられるわけですから、そういうことも十分踏まえて、先ほど副町長が答弁しましたように、そういう点については改正をするところは改正をしていくということで努力をしながら、やっぱり緊急度の高い、やっぱりそういうものについては速やかにやると。

今やっぱり東北の関係でも、何ぼ復興予算がついても復興できてないんですよ。大槌の現状を見てくださいよ、あれ、ほとんど瓦れきですよ。町長が言うんですよ、やっぱり。それができないのは不落なんです。入札しても不落だったんです。もう、東北までは今や業者がどんどん行かないんです。だから、そういう実態をやっぱり国で議論をやっているよりも、末端のほうでやっぱり全国の市町村が瓦れきを撤去していただけるというようなことを言うてますけども、しかしなかなかできませんよ。仮にそのごみを、仮に瓦れきを斑鳩町で取りますよと言ったら、必ず皆さん方、必ず、絶対にオーケーということはなかなか出ないですわ。

だから、そういう経緯も考えたら、やっぱりそういう緊急性を何らかで我々としても最

大の努力をしながら、やっぱり今、この五丁連合の関係等については、やっぱり速やかに早く、この5月1日に向けての臨時議会で早くその機械を買っていただくということですね、努力をしていくことが我々の使命だと思っています。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 町長がね、突然こうして話入ってきはると、余計ややこしくなるんですよ。町長は、しっかり考えて。町長が考慮されてるのは、自主防災組織を早く作ってくれと言うて自治会を通じてやっておられるんです。

今、これは、何らマニュアルもない自衛消防団を五丁町連合が作ってくれたんですよ。

だから、今、町長の答弁、何を言うておられるんやと。自主防災組織を震災の後に斑鳩町としては作っていきましようということで、担当常任委員会でもそういう話をされているんです。今の五丁連合は自衛消防団です。自衛消防団ですよ。それで、担当が言ってますやん。自衛消防団の定義とかそれらについてはどういうものや言うて。どういうマニュアル、設立の要件があってどういうものやと言うたら、そんなものないと言うとるんですよ。

私は、五丁連合が自主防災組織を今設立しましたと、ああ、それは結構です、万歳して言います。だけど、言うてみたら、この自主防災組織を設立するときには、言葉がちょっと困りますけど、今は持つておられる自警団ということ、うまいこと自警団とこれとをできたのが唯一目安ですよ。ほかのところは、なかなかこれの自主防災組織のしおりに書いてあるとおりのことをやろうとしたら、自警団との、どういうんですか、位置付けが各自治会では難しくなってくるので、自主防災組織もなかなかできないんです。町長、そんな誤解してもろたらあかんで、そんなん。

そやから、私は今これ言うておられるように、自衛消防団について、きちっと定義を作ってもらわないかん、要綱の中に。町長が認めた自衛消防団に対して、これ、10条にあるんです。町長の認めた自衛消防団。町長が認めてるんです。認める限りは、その団、みんなの寄せ集めとか、どういうものを設備して、どういう具合にして、どういう具合な組織。この自主防災組織というのもきちっとそのときの総会とかのあれも全部出さなあかんようになってますやろ。自衛消防団にはそういうことがないんですよ。自主的にみんなで作っておられる、これこそ、自主的に地域のことを考えて集まっておられる団体なんですよ。だから自治会がまあ見てるんですよ、管轄。その自治会に対して補助金を出してるんですよ。だから、その自治会の中の1つの団体なんですよ。

だから、今の町長の答弁というのは、私は納得いかんし、説明が余計わからない。まあ、

そんなこともあるけど、やはり引っ張っていくわけにも私はいきませんから、この補正予算は、私は認めようと思ってます。反対討論をすると、まだ言うてはないんですけどね。先ほどの同僚議員が、きちっとそれを、事後になりますけど、担当常任委員会でこの要望についてのこと、積極的に早急に議論してもらえるとということですね。

ただ、今の町長のこう言うてたやろという話は、これはピントが外れてると思います。

○議長（嶋田善行君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、議案第23号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第23号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、日程5、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）の説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度斑鳩町一般会

計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成25年5月9日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読をさせていただきます。

斑専第1号

専決処分書

平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月29日

斑鳩町長 小城利重

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりまして、ご説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入予算の補正からでございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金で、ふるさと納税等としてご寄附がありましたことから、第1節教育費寄附金で8万3,000円の増額補正を行ったものでございます。

続きまして、歳出についての説明でございます。6ページをお開きいただきたいと思います。

第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費で、歳入で申しあげました教育費寄附金8万3,000円のうち、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積み立てを希望された7万7,000円の増額補正と、埋蔵文化財の発掘調査及び調査研究の公表・発表としてご寄附いただいた6,000円の財源振替を行ったものでございます。

第12款予備費では、今予算補正から生じました財源6,000円を予備費に留保させていただきます。

それでは1ページにお戻りいただきたいと思います。

予算総則を朗読をさせていただきます。

平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）

平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳出予算それぞれ9億7,562万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月29日提出

斑鳩町長 小城利重

以上で、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）の説明とさせていただきます。

何とぞ、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、承認第1号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程6、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、初めに議案書を朗読させていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成25年5月9日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第2号

専決処分書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月31日

斑鳩町長 小城利重

今回のこの町税条例の一部改正につきましては、平成25年度地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されることとなったため、本条例につきまして速やかに整備する必要があったことから、専決処分させていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、議案の最後のページに添付しております要旨によりましてご説明をさせていただきます。

要旨をごらんいただきたいと思います。

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例（要旨）

改正の内容につきましては、地方税法の一部改正に伴いまして、本条例において引用条文の整備を行うものでございます。

施行期日等につきましては、平成25年4月1日から施行し、平成25年度から適用するものでございます。

以上が、本条例改正の内容でございます。

なお、改正いたします条例本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきます。

何とぞ、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、承認第2号に関する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程7. 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） それでは、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、初めに議案書を朗読いたします。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成25年5月9日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第3号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月31日

斑鳩町長 小城利重

本条例の一部改正につきましても、先ほどの承認第3号と同様、平成25年度の地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されることとなったため、斑鳩町都市計画税条例について速やかに整備する必要があることから、専決処分させていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、議案書の最後のページに添付をいたしております要旨によりまして説明をさせていただきます。

要旨をごらんいただきたいと思います。

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例（要旨）

この改正の内容につきましては、地方税法の一部改正に伴いまして、同法を引用しております本条例において、引用条文の整備を行うものでございます。

施行期日等につきましては、平成25年4月1日から施行し、平成25年度から適用するものでございます。

以上が、本条例改正の内容でございます。

なお、改正いたします条例本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきます。

何とぞ、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、承認第3号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程 8. 承認第 4 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第 4 号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） それでは、承認第 4 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）について、ご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

承認第 4 号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成 25 年 5 月 9 日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第 4 号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 25 年 3 月 31 日

斑鳩町長 小城利重

このたびの斑鳩町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、国民健康保険税にかかる核心部分が平成

25年4月1日から施行されることになり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、専決処分をいたしたものでございます。

それでは、条例の改正内容につきましては、最後のページに添付しております要旨によりましてご説明申し上げます。要旨をごらんいただきたいと思います。

今回の国民健康保険税条例の一部改正の主な内容につきましては、まず、1点目につきましては、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化することです。

2点目につきましては、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1軽減する現行措置に加え、その後3年間は4分の1軽減する措置を講ずるというものでございます。

施行期日等につきましては、平成25年4月1日から施行いたしますが、付則第15条の改正規定につきましては、平成26年1月1日から施行するものでございます。

また、適用区分といたしまして、改正後の条例の規定につきましては、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用するものでございまして、付則第15条につきましては、平成26年度以降の国民健康保険税について適用するものでございます。

なお、改正いたします条例の本文及び新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます。

皆様方にはよろしくご審議をいただきまして、何とぞ、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（嶋田善行君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） これをもって、承認第4号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第4号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号については、満場一致で承認いたされました。

ここで副議長と交代いたしますので、暫時休憩いたします。

（午前10時59分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○副議長（辻善次君） それでは再開いたします。

ただいま、嶋田議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職許可について、地方自治法第102条第5項の規定に基づき会議に付議し、追加日程とし、日程の順序を変えて議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（辻善次君） 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変え、追加日程1、議長辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時35分 再開）

○副議長（辻善次君） それでは再開いたします。

ただいま議題となっております追加日程1、議長辞職許可について、地方自治法第117条の規定により、嶋田議員の退席を求めます。

（嶋田議員 退席）

○副議長（辻善次君） 議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

藤原議会事務局長。

○議会事務局長（藤原伸宏君） それでは、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願

私は、このたび議会の申し合わせにより、議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。

平成25年5月9日

斑鳩町議会議長 嶋田善行

斑鳩町議会副議長 辻善次様

以上でございます。

○副議長（辻善次君） お諮りいたします。

議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（辻善次君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職については、満場一致で許可されました。

(嶋田議員 着席)

○副議長（辻善次君） 嶋田議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました議長辞職許可については、満場一致で許可いたされました。

議長の辞職のあいさつをお受けいたします。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） このたび、議長辞職に伴いまして、この2年間、微力ではございますが、町民の福祉の向上と、議会の組織の改革等に力を注いでまいりました。これもひとえに、議員皆様方のご協力とご支援の賜物と厚く感謝申し上げます。これからも、私自身一議員となりましても、町民の福祉の向上と議会改革に力を注いでまいりたいと思っております。どうか、今後ともご協力賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（辻善次君） 嶋田議員におかれましては、議長として議会運営にご尽力をいただき、ここに副議長として、議会を代表して感謝申し上げます。

ありがとうございました。

ただいまの議決により、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長選挙を、地方自治法第102条第5項の規定に基づき会議に付議し、追加日程2として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（辻善次君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程2、議長選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長（辻善次君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に、2番、小林議員、3番、中川議員を指名いたします。両議員には、よろしく願いいたします。

投票用紙の配布をいたします。

(投票用紙配布)

○副議長（辻善次君） 投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

○副議長(辻善次君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長(辻善次君) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○副議長(辻善次君) 投票漏れはございませんか。

(投票漏れなし)

○副議長(辻善次君) 投票漏れないと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。小林議員、中川議員の立会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○副議長(辻善次君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票14票、無効投票0票。

有効投票のうち、中西議員12票、里川議員2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、中西議員が当選いたしました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

ただいま議長に当選されました中西議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

中西議員より、当選の承諾及び就任のあいさつをお願いいたします。

中西議員。

○9番(中西和夫君)

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。ただいま、議員皆様方のおかげをもちまして、議長という要職を与えていただきました。本当にありがとうございます。微力ではございますけれども、住民の皆様方に信頼していただける開かれた議会を目指し、また、住民福祉の向上のため、微力ではございますけれども努力してまいりますので、議員皆様方はじめ理事者の皆様方、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。簡単ではございますけれども就任にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがと

うございました。

○副議長（辻善次君） ありがとうございます。

議長に議長章の授与を行います。

（議長章授与）

○副議長（辻善次君） それでは、議長に議長席にお着き願うことといたします。

議長と交替のため暫時休憩いたします。

（午前 11 時 49 分 休憩）

（午前 11 時 50 分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

ただいま、辻副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職許可についてを、地方自治法第 102 条第 5 項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程 3 として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、追加日程 3、副議長辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、辻議員の退席を求めます。

（辻議員 退席）

副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

藤原議会事務局長。

○議会事務局長（藤原伸宏君） それでは、副議長の辞職願を朗読させていただきます。

辞職願

私はこのたび、議会の申し合わせにより、副議長の職を辞したいので、地方自治法第 108 条の規定により許可くださるようお願いいたします。

平成 25 年 5 月 9 日

斑鳩町議会副議長 辻 善次

斑鳩町議会議長殿

以上でございます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

副議長の辞職については、満場一致で許可いたされました。

（ 辻議員 着席 ）

○議長（中西和夫君） 辻議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました副議長辞職許可については、満場一致で許可いたされました。

副議長辞職のあいさつをお願いいたします。

12番、辻議員。

○12番（辻善次君）

この2年間、副議長の要職をできましたのも、皆さんの、議員の皆さん、また理事者の方のご協力とご支援のおかげやと思います。今後ともまた議員として、いろいろ議会活動、さらに住民のための福祉の向上、いろいろ取り組んでいきますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 辻議員におかれましては、副議長として議会運営にご尽力をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

ただいまの議決により、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を、地方自治法第102条第5項の規定に基づき会議に付議し、追加日程4として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程4、副議長選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

副議長の選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（中西和夫君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に、5番、伴議員、6番、紀議員を指名いたします。両議員には、よろしく願いをいたします。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（中西和夫君） 投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(配布漏れなし)

○議長(中西和夫君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(中西和夫君) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(中西和夫君) 投票漏れはございませんか。

(投票漏れなし)

○議長(中西和夫君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。伴議員、紀議員の立会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○議長(中西和夫君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票14票、無効投票0票。

有効投票のうち、伴議員12票、木澤議員2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって伴議員が当選いたされました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○議長(中西和夫君) ただいま副議長に当選されました伴議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

伴議員より、当選の承諾及び就任のあいさつをお受けいたします。

伴議員。

○5番(伴吉晴君)

ただいま推挙していただきまして、身の引き締まる思いです。今後とも、誠心誠意努力してまいりますので、皆様のご協力よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(中西和夫君) ありがとうございました。

続いて、日程9、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

(午後 0時03分 休憩)

(午後 2時20分 再開)

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

ただいま議題となっています常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。

総務常任委員会委員に、木澤議員、小林議員、中川議員、吉野議員、嶋田議員、小野議員、坂口議員。厚生常任委員会委員に、里川議員、辻議員、宮崎議員、小林議員、吉野議員、伴議員、飯高議員。建設水道常任委員会委員に、飯高議員、辻議員、中川議員、紀議員、小野議員、木澤議員、木田議員。広報発行常任委員会委員に、里川議員、宮崎議員、伴議員、紀議員、嶋田議員、坂口議員、木田議員をそれぞれ指名いたします。

日程9、常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員会の委員を選任することに決定いたしました。

各委員会委員の皆様には、よろしく願いをいたします。

続きまして、日程10、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。本件についても、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、小野議員、木澤議員、宮崎議員、小林議員、伴議員、嶋田議員、坂口議員をそれぞれ指名いたします。

日程10、議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。

各委員の皆様には、よろしく願いをいたします。

続きまして、日程11、議長報告について、ただいまより議長報告を行います。

議長報告につきましては、事務局長から報告させます。

藤原議会事務局長。

○議会事務局長（藤原伸宏君） それでは報告いたします。

初めに、（１）常任委員会正副委員長互選結果についてであります。

総務常任委員会委員長に木澤議員、副委員長に小林議員。厚生常任委員会委員長に里川議員、副委員長に辻議員。建設水道常任委員会委員長に飯高議員、副委員長に辻議員。広報発行常任委員会委員長に里川議員、副委員長に宮崎議員であります。

次に、（２）議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります。

議会運営委員会委員長に小野議員、副委員長に木澤議員であります。

○議長（中西和夫君） ただいま議会事務局長から報告をさせましたとおりであります。

議員皆様には、よろしくお願いをいたします。

以上で、本臨時会に付議されました各議案については、すべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君）

平成２５年第２回町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言あいさつを申し上げます。

本日は、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてなど、６議案を提出させていただきましたところ、いずれの議案につきましても、原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝申し上げますとともに厚くお礼を申し上げます。

また、本日は、今後の議会運営に関わります、正副議長、各常任委員会の委員を選出いただき、誠にありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

今後とも、諸施策の推進にあたりまして、何とぞ一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、平成２５年第２回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後２時２４分 閉会）